

「ダム湖面利用に関するルール」

ダム湖面を利用する際には、下記のルールを守ってご利用いただきますようお願いいたします。

- 1 ダム湖面の利用は、「自己責任」による「自由使用」です。このため、ダム敷地内で発生した事故等の責任については、ダム管理者では負いかねますのでご注意ください。
- 2 ダム毎に立入禁止区域、船舶の乗入禁止区域や係留禁止区域等を定めていますので、当該ダムの管理者にご確認ください。
- 3 悪天候（降雨、濃霧、波浪等）時は危険ですので、ダム湖面を利用しないようお願いいたします。特に、降雨状況によりダムの水位が急激に上昇や下降する場合がありますので、大雨などに関する気象情報に注意してください。
- 4 ダム湖面利用は、日の出から日没までとさせていただきます。
- 5 ダム湖面やその周辺でのゴミの投棄や水質を悪化させる行為は、河川法や水質汚濁防止法により罰せられます。
また、水質事故を生じさせた場合の処理費用や損害賠償は、全て原因者負担（事故を起こした方）となりますのでご注意ください。原動機付き船舶の利用は原則禁止です。
- 6 ダム湖面の営利目的での使用は原則認めておりません。イベント（各種大会や訓練、水上アクティビティーの講習会、テレビの撮影等）でダム湖面を一時的に使用する場合は、管轄するダム管理事務所までご連絡ください。
- 7 ダム湖面を利用される際は、利用者自身でライフジャケットを着用する等、安全対策を徹底してください。
- 8 ダム周辺での遊漁（釣りや投網による捕獲）については、山形県や管轄する内水面漁業協同組合が定めるルールに従ってください。

- 9 特定外来生物は、法律により取り扱いが規制されていますので注意してください。
また、山形県内水面漁場管理委員会指示第4号より、ブラックバス等外来魚を採捕した者は、これらを採捕した河川又は湖沼に再び放してはならないとなっております。
- 10 ダム湖面に異常（魚の大量死や油類の流出等）があった場合、速やかにダム管理事務所までご連絡ください。
- 11 車両は、他の車両の通行を妨げない所定の位置に安全に駐車してください。
- 12 当該ダム管理職員から注意喚起を受けた場合は、直ちに指示に従ってください。